

令和8年度「イントレプレナー推進事業」企画運營業務委託 仕様書

1 委託事業名

令和8年度「イントレプレナー推進事業」企画運營業務

2 目的

富山県に内在する企業内資源や基盤を活用したカーブアウトベンチャーや第二創業、跡継ぎベンチャーの創出を図るため、県内におけるイントレプレナー（社内起業家）を育成するプログラムを実施するもの。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 業務概要

①事業の立上げや運営に必要な知識習得及び事業プランの作成支援を内容としたプログラムの実施(5回)

②投資家や事業会社等への成果報告会の開催(1回)

なお、必要に応じてオンラインによる学習やメンタリング機会の提供を検討すること

(2) 対象者

企業内起業や第二創業、跡継ぎベンチャーに意欲のある県内企業の社員又は自ら起業を目指す県内の社会人 10人程度

(3) 実施時期

①プログラム:8月～10月

②成果報告会:10月下旬

(4) 場所

①プログラム:原則、SCOP TOYAMA で実施とするが、必要に応じてオンライン参加も認める

②成果報告会:県内会場

(5) 業務内容

①受講生の募集

- ・説明会の開催(想定時期:6月～7月)
- ・マスメディアでの広告やSNSへの掲載等によるPR
- ・チラシやポスターの作成及び配布

②プログラムの実施

- ・8月～10月の期間で概ね2週間に1回、計5回の講義を実施
- ・次の項目を必須とし、任意で生成AIを活用したビジネス等についても指導すること
 - a イントレプレナーの意義
 - b 事業計画書の作成
 - c 資金調達、資本政策の基礎

d 投資家に対するピッチ方策

③成果報告会の開催

- ・受講者が立案した新規事業計画等の報告会を開催
- ・報告会には投資家や事業会社を招き、事業計画ブラッシュアップの機会を提供

④実施報告書の作成

- ・プログラムの実施状況や成果報告会の結果、受講生の感想等を掲載

⑤その他

- ・次の講義までの間に各自で次の課題に対して準備できる学習環境の提供
- ・新規事業計画をブラッシュアップするメンタリング機会の提供
- ・講師の検討、選定及び謝金等支払業務の実施
- ・受講生に対するアンケート調査の実施、とりまとめ
- ・必要に応じて参加者の交流機会を設け、円滑なコミュニケーションを構築
- ・過年度受講生への状況確認アンケートや希望者に対するメンタリングの実施
- ・その他、プログラムの開催に必要な事項の実施

(6)その他

- ・委託契約額は、事業に要する経費から、受講生から徴収した受講料を除いた額とする。受講生は10名とし、受講料は1万円/1人とする。受講生の数が10名を超え、又は10名に満たなかった場合の委託契約額は、富山県と受託者双方が協議して定める。

5 その他

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、県が保有するものとする
- (2) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県商工労働部地域産業振興室スタートアップ創業支援課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと
- (4) 本業務は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (5) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと
- (6) この仕様書に定めのない事項については、受託者と富山県商工労働部地域産業振興室スタートアップ創業支援課が必要に応じて協議するものとする